

平成30年度

## 職長教育講習の開催について

事業者は、労働安全衛生法第60条の規定により新たに職長になった者その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対して、職長教育を実施することになっております。職長は、職場において、労働者の安全及び衛生を確保しながら作業を行わせるために最も重要な第一線監督者であり、労働災害の防止はもとより、円滑な現場管理を進める上で職長が果たすべき役割は、極めて重大です。

この度当協会では、この講習を下記により開催いたしますので、この機会に積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

### 記

#### 1 講習日時及び会場

- (1) 平成30年6月22日(金)・23日(土)
- (2) 9月11日(火)・12日(水)
- (3) 平成31年2月1日(金)・2日(土)

(会場)「沼津労政会館」 沼津市高島本町1-3

※ 会場の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いいたします。(JR沼津駅から徒歩10分)

- (時間) ① 午前9時から午後5時までの予定で実施します。  
② 開始の10分前までにお集まり下さい。

#### 2 教育科目及び講習時間

- ① 作業方法の改善及び労働者の適正な配置に関すること 2時間
- ② 労働者に対する指導、教育又は監督指示の方法に関すること 2.5時間
- ③ 作業設備の安全化、危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置(リスクアセスメント) 4時間
- ④ 異常時における措置に関すること 1.5時間
- ⑤ その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 2時間

講習は、講義方式・討議方式・事例研究等により行います。

#### 3 講習会費(テキスト代を含む)

参加者1名について

当協会会員事業場 12,500円 非会員事業場 13,500円

#### 4 受講申込方法

- (1) 下記申込書に必要事項を記入され、会費を添えて当協会にお申込下さい。受講票をお渡しします。

定員(50名)に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。

※ファックスで申し込まれる場合 Fax 055-933-4990

- (2) テキストは、開催当日会場でお渡しします。

- (3) 一旦納入されました講習会費は、講習日(1日目)の7日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。

#### 5 持参するもの

開催当日は、受講票及び筆記用具を持参して下さい。

#### 6 修了証の交付

講習修了者には、講習修了証を当日交付します。

# 職 長 教 育 受 講 申 込 書

月希望分

| フリガナ<br>受講者氏名 | 生年月日     | 現 住 所 | 備 考 |
|---------------|----------|-------|-----|
|               | 昭和<br>平成 |       |     |
|               | 昭和<br>平成 |       |     |
|               | 昭和<br>平成 |       |     |

平成 年 月 日

〒 ー  
所在地

事業場名

部課名

担当者名

TEL

沼津労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、  
申込まいただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)

受講料は、講習日の2週間前までにお支払い下さい。

※受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。

恐れ入りますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

静岡銀行沼津支店 普通預金 口座番号 0866059  
受取人 沼津労働基準協会